

## 教員免許状の種類と取得方法

● 次の一覧で取得を希望する教員免許状の種類と取得方法を確認してください。該当する項目の「免許法の根拠規定」に下線のあるものは、ポインタを合わせて指の形になってからクリックすると圧縮(Zip)フォルダが立ち上がり、申請に必要な書類のファイルをダウンロードすることができます。

● 授与区分の欄に「申請」とあるものは、所要資格を書面で確認し免許状を授与します。「検定」とあるものは、教育職員検定※に合格した場合に免許状を授与します。※教育職員検定...人物、学力、実務及び身体の検定[書類審査]のこと。根拠規定により項目が異なる。

取得を希望する免許状の種類	取得方法（所要資格）	授与区分	免許法認定講習や放送大学の単位の使用の可否	免許法の根拠規定
幼稚園教諭  普通免許状  (専修、一種又は二種)	① 学位を有すること ② 必要な単位を修得したこと により、幼稚園教諭普通免許状を取得する	申請	不可	<a href="#">別表第1</a>
	① 幼稚園教員の免許状を所有していること ② 幼稚園で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、所有している幼稚園教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第3</a>
	① 小学校教諭の普通免許状を所有していること ② 隣接校種(小学校)で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、幼稚園教諭二種免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第8</a>
	教員資格認定試験に合格していることにより、幼稚園教諭二種免許状を取得する	申請		<a href="#">第16条の2</a>
	① 保育士証を所有していること ② 保育士等としての実務経験が3年かつ4320時間以上であること ③ 単位を修得したこと により、幼稚園教諭普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">附則第18項</a>
小学校教諭  普通免許状  (専修、一種又は二種)	① 学位を有すること ② 単位を修得したこと により、小学校教諭普通免許状を取得する	申請	不可	<a href="#">別表第1</a>
	① 小学校教員の免許状を所有していること ② 小学校で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、所有している小学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第3</a>
	① 幼稚園(又は中学校)教諭の普通免許状を所有していること ② 隣接校種(幼稚園又は中学校)で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、小学校教諭二種免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第8</a>
	教員資格認定試験に合格していることにより、小学校教諭二種免許状を取得する	申請		<a href="#">第16条の2</a>
	① 学位を有すること ② 単位を修得したこと により、中学校教諭普通免許状を取得する	申請	不可	<a href="#">別表第1</a>
中学校教諭  普通免許状  (専修、一種又は二種)	① 中学校教員の免許状を所有していること ② 中学校で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、所有している中学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第3</a>
	① 中学校教諭の普通免許状を所有していること ② 単位を修得したこと により、所有している教科とは別の教科の中学校教諭普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第4</a>
	① 小学校(又は高等学校)教諭の普通免許状を所有していること ② 隣接校種(小学校又は高等学校)で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、中学校教諭二種免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第8</a>
	第一級総合無線通信士等の資格を所有し、実務経験があること 等により、中学校教諭二種免許状を取得する	検定		施行法第2条 (別途問い合わせ)
	① 学位を有すること ② 単位を修得したこと により、高等学校教諭普通免許状を取得する	申請	不可	<a href="#">別表第1</a>
高等学校教諭  普通免許状  (専修又は一種)	① 高等学校教員の免許状を所有していること ② 高等学校で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、所有している高等学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第3</a>
	① 高等学校教諭の普通免許状を所有していること ② 単位を修得したこと により、所有している教科とは別の教科の高等学校教諭普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第4</a>
	① 中学校教諭一種(又は専修)免許状を所有していること ② 隣接校種(中学校)で教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したこと により、高等学校教諭一種免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第8</a>

## 教員免許状の種類と取得方法

- 次の一覧で取得を希望する教員免許状の種類と取得方法を確認してください。該当する項目の「免許法の根拠規定」に下線のあるものは、ポイントを合わせて指の形になってからクリックすると圧縮(Zip)フォルダが立ち上がり、申請に必要な書類のファイルをダウンロードすることができます。
  - 授与区分の欄に「申請」とあるものは、所要資格を書面で確認し免許状を授与します。「検定」とあるものは、教育職員検定※に合格した場合に免許状を授与します。  
※教育職員検定...人物、学力、実務及び身体の検定[書類審査]のこと。根拠規定により項目が異なる。

取得を希望する免許状の種類	取得方法（所要資格）		授与区分	免許法認定講習や放送大学の単位の使用の可否	免許法の根拠規定
高等学校教諭	普通免許状 （専修又は一種）	① 実習助手としての実務経験があること ② 単位を修得したことにより、実習教科の高等学校教諭一種免許状を取得する	検定	可	<a href="#">附則第9項</a>
		第一級総合無線通信士等の資格を所有し、実務経験があること 等により、高等学校教諭一種免許状を取得する	検定		施行法第2条（別途問い合わせ）
特別支援学校教諭	普通免許状 （専修、一種又は二種）	① 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を所有していること ② 単位を修得したことにより、特別支援学校教諭普通免許状を取得する	申請	不可	<a href="#">別表第1</a>
		① 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を所有していること ② 教員としての実務経験があること ③ 単位を修得したことにより、特別支援学校教諭普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第7</a>
		教員資格認定試験に合格していることにより、特別支援学校自立活動教諭一種免許状を取得する	申請		<a href="#">第16条の2</a>
		認定課程大学*で単位を修得したことにより、所有している特別支援学校教諭普通免許状に新教育領域を追加する *認定課程...追加しようとする領域に係る教育課程の認定を受けていること	申請	不可	<a href="#">第5条の2第3項</a>
		① 教員としての実務経験があること ② 単位を修得したことにより、所有している特別支援学校教諭普通免許状に新教育領域を追加する	検定	可	<a href="#">第5条の2第3項（教育職員検定）</a>
養護教諭	普通免許状 （専修、一種又は二種）	① 学位を有すること ② 単位を修得したことにより、養護教諭普通免許状を取得する	申請	不可	<a href="#">別表第2</a>
		① 保健師免許を所有していること ② 単位を修得したこと※により、養護教諭二種免許状を取得する	申請	不可 ※一部可（要確認）	
		① 養護教諭免許状を所有していること ② 養護教諭としての実務経験があること ③ 単位を修得したことにより、所有している養護教諭免許状の上位の普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">別表第6</a>
		① 養護助教諭臨時免許状を所有していること ② 養護助教諭としての実務経験があること ③ 単位を修得したことにより、養護教諭二種免許状を取得する	検定		
栄養教諭	普通免許状 （専修、一種又は二種）	① 学位を有すること ② 栄養士（又は管理栄養士）の免許を所有していること ③ 単位を修得したことにより、栄養教諭普通免許状を取得する	申請	不可	<a href="#">別表第2の2</a>
		① 栄養教諭普通免許状を所有していること ② 栄養教諭としての実務経験があること ③ 単位を修得したことにより、所有している栄養教諭普通免許状の上位の免許状を取得する	検定	可	別表第6の2（別途問い合わせ）
		① 栄養士（又は管理栄養士）の免許を所有していること ② 学校栄養職員としての実務経験があること ③ 単位を修得したことにより、栄養教諭普通免許状を取得する	検定	可	<a href="#">附則第17項</a>
中学校及び各種養護特（幼・教・助）教諭	臨時免許状	① 普通免許状を有する者を採用することができない事情があること ② 学校長の申請を有することにより、臨時免許状を取得する	検定		<a href="#">第5条第6項</a>
小学校援学校・中学校・中教・特学校・別支	特別免許状	① 担当する教科に関する専門的な知識経験または技能を有すること ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていること ③ 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦を受けていること ④ 秋田県教育職員特別免許状審査会の意見聴取を経ることにより、特別免許状を取得する	検定		第5条第3項（別途問い合わせ）